

烏山小学校PTA規約

世田谷区立烏山小学校
東京都世田谷区給田1丁目2番1号
TEL03-3300-6158(代)

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は烏山小学校PTAと称し、事務所を烏山小学校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は保護者と教職員が地域社会と力を合わせて子どもの健全な育成と幸福をめざし、ともに会員の教養を高め、相互の理解と親睦を深めることを目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は教育を本旨とする団体として自主的に活動するとともに、目的を同じくする他の社会的諸団体および機関と協力するが、営利活動、政治的活動および宗教的活動は行わない。

第4条 本会は学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

第5条 本会は国および地方公共団体の教育予算の充実を期し、公費による支持を確保することに努める。

第6条 本会および本会の役員ならびに会員は、その名において本会以外の活動をすることはできない。

第4章 活動

第7条 本会は第2条に掲げる目的を達成するため次の活動を行う。

1. 教育環境の整備充実に関すること
2. 児童の校外生活指導に関すること
3. 児童の学習生活の充実及び保健厚生に関すること
4. 保護者及び教職員相互の研修と親睦に関すること
5. 同好会活動の推進
6. その他上記（1）ないし（5）に類すること

第5章 会員

第8条 本会の会員は、この会の目的に賛同して入会した烏山小学校の保護者（保護者およびその代理者を含む。以下保護者という）ならびに校長および教職員とする。

第9条 この会に入会しようとする保護者又は教職員は、この会に入会を届け出るものとする。

2 前項の届出は、細則に定める方法による。

第10条 この会を退会しようとする保護者又は教職員は、この会に退会を届け出るものとする。

2 前項の届出は、細則に定める方法による。

第11条 会員は会費を納めるものとする。

第6章 会計

第12条 本会は、会費、寄付金およびその他の収入を以て運営する。

第13条 本会の会計は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

2 会費は一世帯月額250円とする。

3 特に事情のある会員の会費は減免することができる。

第14条 本会の資産は第2条の目的以外に使用してはならない。

第15条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 役員

第16条 本会の役員は次の通りとし、会員中より選出する。

1. 会長 1名 (保護者)
2. 副会長 7名以内 (保護者4～6名以内・副校長)
3. 書記 3名 (保護者2名・教職員1名)
4. 会計 3名 (保護者2名・教職員1名)

第17条 役員の選出および就任は、役員選考委員会が選考し、運営委員会で承認され、決定する。ただし、教職員の役員は学校長の指名により選任される。

2 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、期の途中で役員となったものの任期はその他の役員の任期と同じとする。

3 役員の重任は2回(連続3年)までとする。ただし、教職員の役員はその限りではない。

4 役員は委員を兼任しない。

第8章 役員の任務

第18条 役員の任務は次の通りである。

1. 会長 本会を代表し、会務をつかさどる。
2. 副会長 会長を補佐し、会長不在のときは、その任務を代行する。
3. 書記 この会の議事等を記録し、庶務を行う。
4. 会計 この会の会計事務を処理する。

第9章 会計監査委員会

第19条 本会の経理を監査するため、会計監査委員会をおく。

第20条 会計監査委員会は、役員選考委員会において会員中より選考、運営委員会で承認された2名の委員により構成する。

第21条 会計監査委員会はその年度の会計を毎学期監査し、その結果を定期総会に報告する。

第22条 会計監査委員の任期は2年とする。

2 会計監査委員は委員を兼任しない。

第10章 総会

第23条 総会は本会の最高議決機関であり、会長が招集する。

第24条 総会は定期総会および臨時総会とする。

- 2 臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合および会員の5分の1以上の要求があった場合に招集する。

第25条 定期総会は年1回とし、毎年5月に開催する。

第26条 定期総会の議事は下記の通りとする。

1. 前年度事業並びに決算報告の承認
2. 新年度事業計画及び予算その他の事項の審議ならびに承認
3. 規約改正、その他この会の運営上重要と認められる事項

第27条 総会は期日の1週間前までに議案を付して会員に通知する。

第28条 総会の定足数は議決権の5分の1以上とする（委任状を含む）。

- 2 総会の決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 3 総会における議決権は1家庭につき1とする。
- 4 総会の議長は、出席会員の中から選出する。

第11章 運営委員会

第29条 運営委員会は、校長、本会の役員、各種委員長、学級代表委員によって構成する。

第30条 運営委員会の任務は次の通りとする。

1. 各種委員会により立案された事業・活動計画ならびに重要事項の審議、決定。
2. 総会に選出する事項の立案および報告、ならびに書類の作成。
3. その他会員により委任された事務を処理する。
4. 必要ある場合は臨時運営委員会を設ける。
5. 役員に欠員を生じた場合に補充の承認をする。ただし、会長に欠員を生じた場合に限り、副会長が昇格する。補欠者は前任者の残任期間在任する。
6. その他緊急を要する重要事項の審議、決定。

第31条 運営委員会は原則として毎月1回会長が招集する。ただし、必要に応じて招集頻度を増減することを妨げない。なお、招集頻度を減じた場合でも少なくとも各学期1回は招集しなければならない。

- 2 運営委員会は構成員の3分の1以上が出席しなければ成立しない。
- 3 会長または構成員の3分の1以上が必要と認めた場合には、臨時委員会を開くことができる。
- 4 運営委員会の構成員以外が傍聴もしくは発言のために運営委員会に参加するには会長の承認を要するものとする。ただし、この場合でも審議に加わらせることはできないものとする。

第12章 役員会

第32条 PTA活動の運営連絡を密にするため、役員会を設ける。

- 2 役員会は、総会または運営委員会から付託された事項について企画立案するほか、会務全般を処理する。

第13章 各種委員会

第33条 本会の活動に必要な事項を研究、立案、実施するために次の常置委員会をおく。

1. 学級代表委員会
2. 文化厚生委員会
3. 広報委員会
4. 校外委員会
5. 役員選考委員会

2 各委員会は保護者の委員以外に教職員の委員を1名以上おく。

3 委員長、副委員長各1名（保護者）の選出及び就任は、前年度の役員選考委員会が選考し、運営委員会で承認され、決定する。

4 委員（保護者）の選出は、前年度の役員選考委員会が選考し決定する。

第34条 学級代表委員会、文化厚生委員会、広報委員会、校外委員会、役員選考委員会は各学年より選出された委員及び教職員の委員により構成され、下記の活動を行う。ただし学級代表委員会は各クラスより選出する。

1 学級代表委員会

1. 各学年部会において学年毎の事業・活動の推進に努める。又、学級代表委員会は、各学年連合の活動について討議し、その推進をはかる。

2. P T A会員相互の発展・向上を目的とした学習活動の実施

3. ベルマークの回収、及び関係諸団体と連携したリサイクル活動・環境教育活動を通して、児童及び会員のエコロジーへの意識向上をはかる。

2 文化厚生委員会 児童および会員の文化教養の向上と厚生福利をはかるための活動を行う。

3 広報委員会 P T Aだよりの発行、情報の伝達、その他の広報活動

4 校外委員会 関係諸団体および諸機関と協力して、児童の校外活動の健全な発達をはかり、地域環境の充実につとめる。

5 役員選考委員会

1. 役員選考委員を除く会員の中から役員、会計監査委員、委員長、副委員長を選考し、運営委員会の承認を得る手続きをとる。

2. 各委員会の委員（保護者）を選考する。

3. 選考についての決定を委任され、会の運営上の経過内容は、不要に口外しない。又、個人の情報は一切他にもらさない

第35条 学級代表及び文化厚生・広報・校外・役員選考の各委員長の任期は1年とする。ただし、1回のみ重任することができる。

第36条 特別委員会は、会長が必要と認めた時に設ける。

2 予算委員会は、役員、学級代表委員、文化厚生、広報、校外の各委員長ならびに役員選考委員長によって構成する。

第14章 学級会

第37条 学級会（学級P T A）は学級に属する保護者と担任によって構成し、児童理解と会員相互の親睦をはかり、本会の目的にそって活動する。

第15章 個人情報取扱方法

(目的)

第38条 この個人情報取扱方法は、烏山小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

(指針)

第39条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第40条 本会において取得・保持する個人情報の取扱い方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

(利用目的)

第41条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

1. 本会の事業に関する文書の連絡
2. 会費請求、管理等のための連絡
3. 会員・役員等の名簿作成

(個人情報の取得)

第42条 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA会長宛に書面で提出された次の事項とする。

1. 氏名
 2. 住所
 3. 電話番号（自宅/携帯）
 4. メールアドレス
 5. その他PTA活動に必要とするもので同意を得た事項
- 2 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合はあらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

(同意の取り消し)

第43条 会員は個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

- 2 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第44条 個人情報は、本会役員が適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(保管)

第45条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

第46条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（災害時等）
3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第47条 個人情報を第三者（第46条第1号から4号の場合及び都、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供年月日
3. 提供する対象者の氏名
4. 提供する情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第48条 第三者（第46条第1号から4号の場合及び都、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）。

1. 第三者の氏名/住所
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨

(秘密保持義務)

第49条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせたり、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第50条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除をもとめられたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第51条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告したのち、しかるべき対応をする。

(苦情の処理)

第52条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則

本取扱方法は、平成30年4月1日より施行する。

なお、この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には本会役員会で協議・検討し、改正することができる。取扱方法を改正した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

第16章 附 則

第53条 各委員会より選出された細則は、運営委員会で審議決定することができる。

2 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次の総会に報告しなければならない。

第54条 新年度予算成立までは、前年度予算の範囲内で新年度事業の運営をすることができる。

第55条 校長および副校長は、すべての集会において意見を述べるることができる。

第56条 本規約は平成30年4月1日より実施する。

(令和3年4月1日 改正)

運 営 細 則

第1節 入 会

この会の入会の届出は、入会する旨を記入して署名した書面をこの会に提出して行うものとする。ただし、保護者又は教職員が年会費を納入したときには、入会の届出を行ったものとみなす。

第2節 退 会

この会の退会の届出は、退会する旨を記入した署名した書面をこの会に提出して行うものとする。

第3節 同 好 会

1. 規約第7条の3により同好会を開設することができる。
2. 同好会は規約第3条および第4条に抵触するものであってはならない。
3. 同好会を開設するときは名称、代表者名、参加者名簿及び活動内容を記した申請書により、運営委員会にて審議のうえ決定する。
4. 同好会を廃止するときは、代表者の廃止届けによる。
5. 同好会の統括事務は役員会をもってこれにあたる。
6. 同好会の開設は10名以上の会員をもって構成する。
7. 同好会の運営に必要な印刷機等PTAの備品および消耗品を使用することができる。
8. 同好会の開設および廃止の申請は、運営委員会の7日前迄に行わなければならない。
9. 各学期終了後に活動報告書を役員会に提出しなければならない。

第4節 慶 弔

1. 慶弔費ならびに見舞金については、PTA会費より支出し、PTA会員および児童より直接金品を集めることは行わない。
2. 弔慰金
 - ①会員死亡 10,000円
 - ②児童死亡 10,000円
 - ③職員死亡 5,000円
(職員とは、事務主事・学校主事・調理主事・整備主事・講師・スクールカウンセラー・栄養士・図書事務のことをいう)
 - ④教員親族死亡 3,000円
(教員親族とは、配偶者、子女、両親および同居している義父母のことをいう)
3. 見舞金
火災および風水害その他については、役員協議のうえ、その被害の状況に応じて1件につき3,000円を超えない範囲で見舞金を送ることができる。
4. 御祝い金
 - ①教員の結婚 5,000円
 - ②教員の出産(子の誕生) 3,000円

5. 教職員の会員が転退職したときは、役員協議のうえ、1件につき3,000円を超えない範囲で記念品を贈ることができる。
6. その他必要のある場合は、役員会で協議決定し、事後運営委員会の承認を受ける。

第5節 会 費

1. 児童の転出入における会費は、次の通りとする。
 - ・ 15日までに転出の場合、会費は前月分まで納めるものとし、16日以降に転出の場合、当月分まで納めるものとする。
 - ・ 15日までに転入の場合、会費は当月分から納めるものとし、16日以降に転入の場合、翌月分から納めるものとする。

第6節 特 例

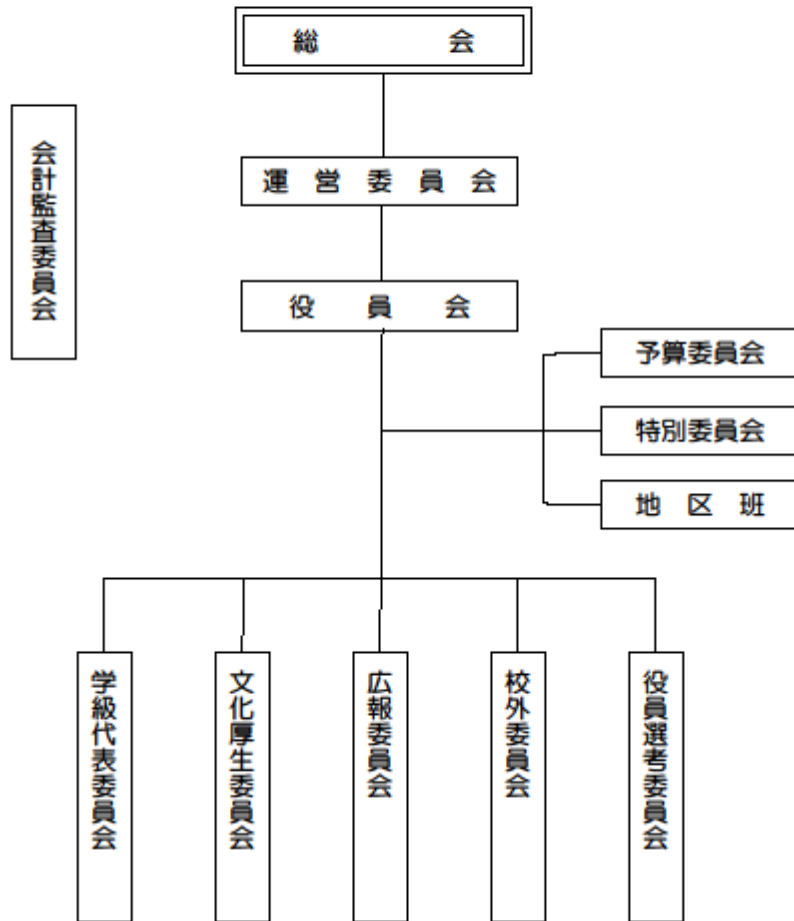
1. 疫病・感染症などの大流行や自然災害などその他の不可抗力によって、規約を変更する必要が生じた場合、これらを変更することができる。

第7節 適 用

1. この細則は平成30年4月1日より適用する。

(令和2年9月14日 改正)

烏山小学校PTA組織図



令和3年4月1日現在